

周南市監査委員 中村 研二

周南市監査委員 青木 義雄

### 定期監査結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定による定期監査を実施し、同条第9項の規定により監査の結果に関する報告を次のとおり決定したので、公表します。

（当該監査の結果は、令和2年2月14日に議長及び市長に提出し、令和2年2月26日に議会報告されています。）

#### 1 監査の対象

環境生活部

環境政策課、リサイクル推進課、市民課、生活安全課、人権推進課、  
保険年金課

#### 2 監査の範囲

平成31年4月（一部平成30年4月）から令和元年10月までの収入、  
支出及び契約等財務に関する事務

#### 3 監査の実施期間

令和元年11月22日から令和2年2月14日まで

#### 4 監査の方法

監査に当たっては、財務事務監査を中心に、行政監査の視点も取り入れ、  
市の事務の執行が法令等に則り適正に執行されているか、合理的かつ効率的  
に執行されているかを主眼として実施し、全部又は一部を抽出により関係書  
類を検査照合するとともに、関係職員から説明を聴取した。

#### 5 監査の結果

次に述べる事項を除いて、おおむね適正に処理されていた。

なお、指摘事項の詳細にわたる部分や軽微な事項については、監査結果の  
講評の際に、文書で指導した。

## 環境生活部

### 環境政策課

#### (1) 共通的事項

ア 旅行命令の復命書について、職務権限規程に基づく手続がされていないものがあった。

#### (2) 収入事務

ア 使用料について、誤った金額で徴収していたものがあった。

#### (3) 支出事務

ア 資金前渡について、精算されていないものがあった。

イ 委託料について、検査調書が作成されていないものがあった。

### リサイクル推進課

#### (1) 支出事務

ア 修繕料の支払いについて、検収手続が適切でないものがあった。

#### (2) 財産管理事務

ア 備品について、備品管理システムに未登載のものがあった。

イ 切手の管理について、受払簿と一致していないものがあった。

ウ 寄附を受けた土地について、公有財産台帳システム及び固定資産台帳システムに未登載のものがあった。

### 市民課

#### (1) 共通的事項

ア 旅行命令の復命書について、職務権限規程に基づく手続がされていないものがあった。

### 生活安全課

#### (1) 収入事務

ア 債権について、財産に関する調書に記載されていないものがあった。

#### (2) 支出事務

ア 電気料について、解約時期が適切でないものがあった。

#### (3) 財産管理事務

ア 備品について、備品管理システムに未登載のものがあった。

人権推進課

(1) 財産管理事務

ア 切手の管理について、受払簿と一致していないものがあつた。

保険年金課

(1) 収入事務

ア 高額療養費返還金について、収入振替処理が適切でないものがあつた。